

ARTISTS' FAIR KYOTO 2021 開催業務 業務仕様書

1 委託業務の名称

「ARTISTS' FAIR KYOTO 2021」開催業務

2 委託業務の目的

「ARTISTS' FAIR KYOTO」は、京都にゆかりのある若手アーティスト達が、自ら企画・運営・出品を手掛けることにより、マーケットづくりへとその活動を広げ、文化の持続可能な発展の場を創造する新たなスタイルのアートフェアとして、日本が世界に誇る文化の都・京都を舞台に平成 29 年度から毎年 1 回開催されています。(令和元年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)

本年度については、感染症対策に配慮しながら、新たな枠組みでの「ARTISTS' FAIR KYOTO 2021」(以下「AFK2021」という。)を開催することとしており、民間事業者の持つノウハウを活用し、円滑な運営と効果的な出品者調整を行うため、専門的見地から企画立案等ができる事業者への業務委託を行います。

3 「ARTISTS' FAIR KYOTO 2021」の概要

(1) 主催者 京都府、ARTISTS' FAIR KYOTO 実行委員会(事務局:京都府文化芸術課)

(2) 開催日程 令和3年3月6日(土)・7日(日)

※プレビュー、レセプションを3月4日(木)・5日(金)に開催

【想定スケジュール】(内容・時刻等今後変更になる場合があります)

3月4日(木) 15:00~17:00	プライベートビュー①
18:00~20:00	パーティー①(大口協賛企業)
5日(金) 15:00~17:00	プライベートビュー②
17:00~19:30	ヴェルニサージュ
20:00~21:45	パーティー②(協賛企業・個人協賛)
6日(土) 11:00~18:00	一般公開
7日(日) 11:00~18:00	一般公開

(3) 会場 京都文化博物館別館 他、京都市内 7 箇所(予定)

(メイン会場・2箇所、サテライト会場・5箇所を予定。※増減有り)

(4) 出品者 40組程度(推薦・公募による若手作家を中心に、実行委員会が委嘱するディレクター、アドバイザーボードからも協力出品を募る)

※サテライト会場は、原則として各会場の自主企画展示との連携とするが、必要に応じてアドバイザーボードの作品展示に関する調整

を行うこともある。

- (5) 出品作品数 約 300 点
- (6) ディレクター 椿 昇氏 (現代美術家)
- (7) プロデューサー 高岩 シュン氏 (CANDYBAR Gallery 代表)
- (8) アドバイザリーボード 17 名 (出品者を推薦するアーティスト)

4 委託業務の内容

委託者と協議・調整を行いながら次の業務を行うこと。

また、企画・運営の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定すること。

(1) 出品者調整

下記の業務を行うとともに、本事業従事経験を有するアルトテックスタッフを 1 人以上配置すること。

- ア ディレクター及びアドバイザリーボードとの出品調整
- イ 出品者への資料提出依頼、提出されたドキュメント・画像の管理、主催者への提出及び主催者が指定する PR 会社への提供
- ウ 出品作品情報の整理及びリスト作成 (様式はエクセルデータに限る)、主催者への提出
- エ 作品販売情報の収集とリスト作成 (様式はエクセルデータに限る)、主催者への提出
- オ 出品者説明会の開催 (1 回 (10 月)、京都市内会場)
 - (ア) 海外販売対応・梱包等に関するワークショップの企画・実施
 - (イ) 出品者への案内、出席確認
 - (ウ) ワークショップ講師の選定、書面依頼、謝金の支払い

(2) 広報宣伝

- ア 広報資材 (チラシ、ポスター、招待状、VIP カード、封筒等) のグラフィックデザイン、編集、印刷及び制作進行管理
- イ ポスター、チラシの掲示・配架先の提案、配架依頼、送付先データ作成及び発送
- ウ 主催者が指定する送付先への招待状等の発送
- エ WEB サイトの構築・運用
 - AFK2021 の開催に係る専用 WEB サイトを構築、運用 (ニュースの発信等) すると

ともに、新たに下記機能を追加すること。また、サイト用レンタルサーバーを提案すること。

- (1) 出品アーティストが制作した動画掲載機能 (11月上旬稼働)
- (2) チケット販売機能 (日時指定) (1月上旬稼働)
- (3) 販売希望作品の掲載と作家への購入問い合わせ機能 (3月中旬稼働)

オ SNSを活用した広報の実施

Instagram、Twitter等のSNSを制作、運用すること。

(3) 搬入搬出

下記の業務を行うとともに、作品の取り扱いに配慮した搬入搬出(作品保険を含む)を提案、実施すること。

- ア 出品作家と会場との搬入出時間、作品設置・撤去に係るすべての調整
- イ 会場設営・撤去、作品搬入・搬出、作品設置・撤収に係る業者と会場との搬入車両、人員の出入など必要となる全ての事項の調整、実施
- ウ アドバイザリーボード作品の運搬、作品保険業者の選定、契約
- エ アドバイザリーボード作品設置・撤去業者の選定、契約
- オ アドバイザリーボード作品の運搬・設置・撤去立会 (各会場、各日、主催者の指定する人数以上で対応要)
- カ 若手作家に係る作品運搬業者調整・対応
- キ 若手作家に係る設営撤去補助
- ク 照明、プロジェクター機材の設置・撤去に係る業者の選定、契約
- ケ 電源の使用に係る会場との調整及び調達
- コ 出品作品に対する保険の選定及び契約、並びに運搬・搬入出・事後対応
※事後対応は契約期間を超えることがあります。
- サ メイン会場の会場設営・撤去、作品搬入・搬出、作品設置・撤収における対応者を各会場に平均3名以上配置すること
- シ メイン・サテライト会場及びパーティー会場 (①及び②) の屋外サインデザイン及び制作・設置
- ス メイン会場の屋内サイン及び作品等キャプションの制作・設置

(4) 会場運営

ア メイン会場及びヴェルニサージュパーティーでのアテンド

(ア) 配置人員は、次のとおりとする。

- ・メイン会場(2会場) 各会場とも常時10名程度
- ・ヴェルニサージュ会場 8名程度

- (イ) 用務内容は、入場整理、受付、感染症対策、作品監視、来場者安全確保及び販売対応補助とし、販売対応補助については、本事業従事経験を有するアルトテックスタッフを2人以上配置すること。
- (ウ) 販売対応に関わるアテンドスタッフ向けに、アルトテックスタッフ指導による事前の販売対応研修を行うこと。
- (エ) 会場レセプションに受付用物品を設置すること。鑑賞者の安全のため、メイン会場には来場者履き替え用の靴等を配置すること。
- (オ) 作品目録、サテライト企画情報等の来場者配布物の制作・セッティング
- イ ヴェルニサージュパーティー（3月5日実施）の運営
 - 主催者で決定する会場におけるヴェルニサージュパーティーを運営すること。
 - なお、会場使用料、飲食費については、委託費に含めず主催者が別途支払う。
- (ア) 来場者受付、会場内整理
 - (イ) オープニングパフォーマンスの企画、実施
 - (ウ) オープニング司会及び進行シナリオの作成
- ウ メイン会場間の来場者輸送（輸送用車両、運転手は主催者で手配）
- エ 会場で発生した廃棄物の回収・処分
- オ 本事業に係る賠償責任・傷害保険（スタッフ含む）の選定及び契約

（5）感染症対策

国及び京都府が定めるイベント開催における対応方針並びに業界団体や会場施設が定めるイベントガイドラインに沿って、適切な感染症対策を講じること。

<対策例>

- ア 感染症拡大防止に必要な設備（検温器、消毒液、マスク、注意喚起のサイン、飛沫防止アクリル板、紫外線ランプ等）
- イ スタッフ、出品作家用のフェイスシールド
- ウ 混雑の回避、適切な換気、入場者名簿の作成
- エ 来場者への感染症拡大防止の注意喚起

（6）記録

- ア 記録映像の作成（メイン、サテライト会場すべての撮影、1分程度の画像に編集・音源の調達要、提出はYouTube掲載可能なデータとする。）
- イ 記録写真の作成（メイン、サテライト会場すべての撮影、高解像度写真データを納品。但し、広報速報用に2MB程度に加工した写真数枚を3月8日正午までに納品すること。）
- ウ 報告書の作成。部数は1,200部とするが、仕様詳細については、主催者と相談の

上決定し、印刷物として3月30日までに納品すること。)

(7) 翻訳

次のテキストについて、英語に翻訳すること。

企画書、広報資材、プレスリリース資料、WEBサイトテキストの翻訳

(8) 委託者提案の実施

ア 上記に含まれない広報提案の実施

イ 上記に含まれない今後のイベントのあり方に対する提案の実施

5 参考

次の業務については、ARTISTS' FAIR KYOTO 実行委員会事務局若しくは別委託先において実施する。(予定)

- ・ディレクター、プロデューサー及びアドバイザーへの依頼手続き及びこれに係る費用の支払い
- ・メイン会場使用に係る費用の支払い
- ・公募審査に係る業務一式、これに係る費用の支払い
- ・若手アーティストへの出品決定通知
- ・サーバーレンタル及びこれに係る費用の支払い
- ・ヴェルニサージュにおける会場使用料及び飲食費の支払い
- ・メイン会場に係る展示プラン、会場設計、会場設営・撤去、これに係る費用の支払い。ただし照明機材、プロジェクターの機材及び設置費を除く。
- ・国内PR業務、これに係る費用の支払い

6 特記事項

委託者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、AFK2021 開催の中止を求めることができる。

なお、委託者の要請により AFK2021 開催を中止した場合は、既に履行した業務に係る経費については、委託費として支払う。